ニ　金融商品取引法第二条第一項第十一号に掲げる有価証券（投資証券（投資信託及び投資法人に関する法律（昭和二十六年法律第百九十八号）第二条第十五項に規定する投資証券をいう。ニにおいて同じ。）又は外国投資証券（投資信託及び投資法人に関する法律第二百二十条第一項に規定する外国投資証券をいう。ホにおいて同じ。）で投資証券に類する証券に限る。）のうち、次のいずれにも該当するもの

(1)　次のいずれかに該当するもの

(i)　その取得勧誘が金融商品取引法第二条第三項第一号に掲げる場合に該当するもの又はその売付け勧誘等が同条第四項第一号に掲げる場合に該当するもの

(ii)　金融商品取引所等に上場されているもの（内閣府令で定めるものを除く。）又は金融商品取引所等が売買のため上場することを承認したもの

(2)　有価証券又はデリバティブ取引に係る権利を投資の対象とする資産とするもの（内閣府令で定める目的により投資の対象とする資産とするものを除く。）でないもの

ホ　金融商品取引法第二条第一項第十一号に掲げる有価証券（投資法人債券（投資信託及び投資法人に関する法律第二条第二十項に規定する投資法人債券をいう。ホにおいて同じ。）又は外国投資証券で投資法人債券に類する証券に限る。）のうち、次のいずれにも該当するもの

(1)　その取得勧誘が金融商品取引法第二条第三項第一号に掲げる場合に該当するもの又はその売付け勧誘等が同条第四項第一号に掲げる場合に該当するもの

(2)　償還の方法、期限その他の条件が内閣府令で定める要件に該当するもの

ヘ　金融商品取引法第二条第一項第十四号に掲げる有価証券のうち、次のいずれにも該当するもの

(1)　金融商品取引所等に上場されているもの（内閣府令で定めるものを除く。）又は金融商品取引所等が売買のため上場することを承認したもの

(2)　主として特定資産（投資信託及び投資法人に関する法律第二条第一項に規定する特定資産をいう。）を信託財産とするもののうち、有価証券又はデリバティブ取引に係る権利を信託財産とするもの（内閣府令で定める目的により信託財産とするものを除く。）でないもの

ト　金融商品取引法第二条第一項第十七号に掲げる有価証券のうちイ、ロ又はヘに掲げる有価証券の性質を有するもの

チ　金融商品取引法第二条第一項第二十号に掲げる有価証券でイからトまでに掲げる有価証券に係る権利を表示するもののうち、金融商品取引所等に上場されているもの（内閣府令で定めるものを除く。）又は金融商品取引所等が売買のため上場することを承認したもの

リ　イからチまでに掲げる有価証券に表示されるべき権利であって、金融商品取引法第二条第二項の規定により有価証券とみなされるもの

二　前号イからリまでに掲げる有価証券の売買のうち、デリバティブ取引、信用取引（法第三十一条第二項において読み替えて準用する金融商品取引法第三十七条の三第一項第一号に規定する相手方金融機関であって、金融商品取引業者（同法第二条第九項に規定する金融商品取引業者をいう。第三十条第一項において同じ。）である者が顧客に信用を供与して行うものをいう。）その他内閣府令で定める取引に該当するもの

2　法第十一条第四項第二号に規定する政令で定めるものは、次に掲げる取引とする。

一　前項各号に掲げる有価証券の売買

二　市場デリバティブ取引及び外国市場デリバティブ取引

3　法第十一条第四項第三号に規定する政令で定めるものは、有価証券の募集（金融商品取引法第二条第三項に規定する有価証券の募集をいう。）若しくは有価証券の売出し（金融商品取引法第二条第四項に規定する有価証券の売出しをいう。）の取扱い（第一項第一号イからリまでに掲げる有価証券に係るものを除く。）又は有価証券の私募（金融商品取引法第二条第三項に規定する有価証券の私募をいう。）若しくは特定投資家向け売付け勧誘等（金融商品取引法第二条第六項に規定する特定投資家向け売付け勧誘等をいう。）の取扱いとする。

4　法第十一条第四項第四号に規定する政令で定める投資顧問契約は、金融商品取引法第二条第八項第十一号に規定する投資顧問契約（有価証券の価値等（同号イに規定する有価証券の価値等をいい、第一項第一号イからリまでに掲げる有価証券に係るものを除く。）又は金融商品の価値等（同条第八項第十一号ロに規定する金融商品の価値等をいう。）の分析に基づく投資判断（同号ロに規定する投資判断をいい、前三項に該当しない取引及び取扱いに係るものを除く。次項において同じ。）に関し助言を行うものに限る。）とする。

5　法第十一条第四項第四号に規定する政令で定める投資一任契約は、金融商品取引法第二条第八項第十二号ロに規定する投資一任契約（投資判断に基づき投資を行うものに限る。）とする。

（顧客に対し高度に専門的な説明を必要とする資金の貸付け又は手形の割引を内容とする契約）

第二十条　法第十一条第五項に規定する政令で定めるものは、次に掲げる契約とする。

一　個人である顧客との間の資金の貸付け又は手形の割引を内容とする契約のうち、当該顧客によりあらかじめ定められた条件に従った返済が行われることを条件として、当該顧客の請求に応じ、極度額の限度内において資金の貸付け又は手形の割引を行うことを約するもの

二　前号に掲げる契約に基づく資金の貸付け又は手形の割引に係る契約

（登録の基準となる法律）

第二十一条　法第十五条第一号ワに規定する政令で定める法律は、次のとおりとする。

一　特許法（昭和三十四年法律第百二十一号）

二　実用新案法（昭和三十四年法律第百二十三号）

三　意匠法（昭和三十四年法律第百二十五号）

四　商標法（昭和三十四年法律第百二十七号）

五　著作権法（昭和四十五年法律第四十八号）

六　半導体集積回路の回路配置に関する法律（昭和六十年法律第四十三号）

七　金融機関等の更生手続の特例等に関する法律（平成八年法律第九十五号）

八　種苗法（平成十年法律第八十三号）

九　民事再生法（平成十一年法律第二百二十五号）

十　外国倒産処理手続の承認援助に関する法律（平成十二年法律第百二十九号）

十一　一般社団法人及び一般財団法人に関する法律（平成十八年法律第四十八号）

十二　公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律（平成十八年法律第四十九号）

十三　会社更生法（平成十四年法律第百五十四号）

十四　破産法（平成十六年法律第七十五号）

十五　会社法（平成十七年法律第八十六号）

十六　資金決済に関する法律

（法第十五条第六号に規定する政令で定める者）

第二十二条　法第十五条第六号（法第十六条第二項において読み替えて準用する場合を含む。）に規定する政令で定める者は、次に掲げる者とする。

一　無尽会社

二　農業協同組合等（農業協同組合法第十条第一項第三号の事業を行う農業協同組合及び農業協同組合連合会をいう。第二十五条第一項第一号において同じ。）

三　金融商品取引法第二条第三十項に規定する証券金融会社

四　金融商品取引法第二十八条第一項に規定する第一種金融商品取引業を行う者及び同法第二条第十一項に規定する登録金融機関の役員（取締役、会計参与、監査役若しくは執行役又はこれらに準ずる者をいう。）及び使用人